

安全管理者選任時研修について

(労働安全衛生法 第11条、労働安全衛生規則 第4条)

安全管理者の役割は、事業場内の安全にかかわる技術的事項の管理で、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。なお、安全管理者は、「一定の要件を満たし、且つ厚生労働省が定める研修を修了した者」、労働安全コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者の中から選任する必要があります。

この研修は、安全管理者選任の一定の要件を満たす方を対象にした、厚生労働省が定める研修になります。

(研修対象者)

- ・大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ・高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者でその後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ・その他厚生労働大臣が定める者 理科系統以外の大学を卒業後4年以上、同高等学校を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者、7年以上産業安全の実務を経験した者等

【対象事業場】

講習名	対象事業場
安全管理者選任時研修	労安衛法施行令第2条第1号又は第2号に掲げる業種 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業の事業場で、常時50人以上の労働者を使用する事業場

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。